外国人材等日本語学習支援事業費補助金

町では、町内の事業所における外国人材等の就職後の定着促進及び地域社会への円滑な参画を促すため、事業者が行う外国人材等の日本語能力向上の取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

1　補助対象者　町内に事業所を有し、外国人材等を雇用する個人事業主又は法人

2　補助対象経費

No.	事業区分	対象経費（例）
1	日本語研修開催事業（オンライン可） 外国人材等に対し、補助事業者が独自に日本語研修を実施する事業	講師謝金、講師旅費、テキスト代、会場費、消耗品費等
2	日本語学校等就学事業 補助事業者が外国人材等を日本語学校又は日本語教室へ就学（オンライン受講を含む。）させる事業	選考料、入学金、授業料（受講料）、設備費、教材費等
3	日本語能力試験（JLPT）補助事業 日本語能力試験の N3 以上の合格者に対する受験料を補助する事業	日本語能力試験のＮ１、Ｎ２、Ｎ３の受験料

※　日本語能力試験のＮ３以上の合格を目的とするものとし、業務上必要となる専門的な日本語（専門用語や業務マニュアルの学習）等、業務遂行を目的とした研修は対象外

※　日本語能力試験のＮ３以上に合格した人に係る経費が対象

3　補助金額

補助上限　補助事業者１者につき１年度当たり 20 万円

（複数の事業を組み合わせた場合も合計で 20 万円が上限です。）

補助率　補助対象経費の１/２以内　※1,000 円未満の端数は切捨て

4　提出書類

交付申請書（様式第１号）、収支決算書（様式第２号）、在職証明書、補助事業者が補助対象経費を全額負担したことを証明する書類、対象事業の参加者及び学習内容・期間等が分かる書類、日本語能力試験の合格を証明する書類の写し、社員等が講師となる場合、時間外手当に関する勤務時間、金額等が分かる書類

5　提出期限　令和９年３月 15 日（月）

6　提出先・提出方法　森町総務課行政係に郵送又は持参で提出してください。

7　その他　詳しくは町ホームページを御覧ください。

問合せ
森町総務課行政係　TEL 0538－85－6300
住所　〒437－0293　周智郡森町森 2101－１